

国土建第162号  
平成25年9月19日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下、「令」という。）第27条により建設工事の現場に置くこととされている専任の主任技術者については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号）及び「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成25年2月5日付け国土建第351号。以下、「通知」という。）」により、その適正な配置をお願いしてきたところですが、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域（以下、「被災地域」という。）において、災害公営住宅の建設が本格化する等、復興の更なる加速化が必要な状況であることを踏まえ、被災地域における通知に関する当面の運用を下記のとおり通知します。

これを踏まえ、被災地域における建設工事の適正な施工の確保に資するよう、当該運用についてご理解と適切な実施をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

#### 記

被災地域における状況を踏まえ、通知 1. (1) の「施工にあたり相互に調整を要する工事」について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

また、被災地域においては、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所で同一の建設業者が施工する場合についても、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

なお、本運用の適用にあたっては、法第26条第3項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

以上

(参 考)

国土建第351号  
平成25年2月5日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

### 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下、「法」という。）第26条、建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下、「令」という。）第27条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号。以下、「制度運用マニュアル」という。）により、その適正な配置をお願いしてきたところであり、また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）において、常駐義務緩和に関する規定が設けられているところですが、今般、その取扱い等を下記のとおり定めたので通知します。

これを踏まえ、建設工事の適正な施工の確保に資するよう、当該取扱いについてご理解と適切な実施をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

また、「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第268号）は、廃止します。

### 記

#### 1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※）で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

（※「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成24年2月20日付け国土建第268号）から追加された部分）

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

(3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

## 2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

## 3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、制度運用マニュアルのほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上